○建築基準法第４４条第１項第２号の規定に基づく許可（道路内の建築制限の特例）

建築基準法第４４条第１項の規定により、建築物又は敷地を造成するための擁壁は、道路内に、又は道路に突き出して建築し、又は築造してはならないこととなっているが、同法第４４条第１項第２号の規定により、通行上支障がないと認められるものとして市長が許可する場合の通則的な基準を下記のとおり定める。

この許可基準は、建築審査会の同意に関する包括的同意基準であり、この基準に適合するものについては、建築審査会において包括的に同意を受けたものとして市長は許可し、許可処分後の直近の建築審査会にその旨報告するものとする。

【許可基準】

公衆便所、巡査派出所、バス停留所の待合所その他これらに類する公益上必要な建築物又は当該建築物の敷地を造成するための擁壁であること。

（条件）

・ 道路管理者の承諾（占用許可又は同意）があること。
・ 管轄の消防署及び警察署と事前協議が行われたものであること。
・ 都市計画法第５３条第１項の規定に基づく許可を要する場合にあっては、許可を受けたものであること。
・ 他の建築物の安全上、防火上、衛生上の利便の妨げとならないこと。

（施行期日）

この特例措置基準は、平成３０年４月１日から適用する。